

改正

平成19年9月28日告示第155号

平成30年7月25日告示第110号

山武市パブリックコメント実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメントの実施に関し必要な事項を定めることにより、市の重要な施策の意思決定の過程における公正の確保及び透明性の向上並びに市民等との協働の機会の拡大を図り、もって市民参加による公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント」とは、市の重要な施策の意思決定の過程において、当該施策の案を公表し、市民等から意見、情報及び専門的知識（以下「意見等」という。）の提出を広く求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

3 この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 市に納税義務を有する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有する者

(対象施策)

第3条 実施機関は、次に掲げる施策（以下「対象施策」という。）についてパブリックコメントを実施するものとする。

- (1) 基本構想又は基本計画の策定又は改定
- (2) 各行政分野の施策の基本方針又は基本計画の策定又は改定
- (3) その他実施機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、対象施策が次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメントを実施しないことができる。

- (1) 市民等の意見等を聴取する手続が法令等で定められている場合
 - (2) 迅速性又は緊急性を要すると認められる場合
 - (3) 実施機関に裁量の余地のない場合
 - (4) その内容が軽微なものと認められる場合
 - (5) 審議会等がパブリックコメントに準じた手続を経て行った報告、答申等に沿って実施機関が意思決定を行う場合
- (実施の周知)

第4条 実施機関は、パブリックコメントを実施しようとするときは、市のホームページに掲載する方法等により、市民等への周知に努めるものとする。

(施策案等の公表)

第5条 実施機関は、対象施策の意思決定を行う前の適切な時期に、当該対象施策の案(以下「施策案」という。)を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により施策案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 施策案の概要
 - (2) 施策案の趣旨、目的及び背景
 - (3) 市民等が施策案を理解するために必要と認められるもの
- (公表の方法)

第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、公表すべきものが相当量ある場合その他正当な理由がある場合は、代替の方法を明らかにして、公表の方法を変更できるものとする。

- (1) 市のホームページに掲載する方法
 - (2) 実施機関の担当課等において閲覧に供する方法
 - (3) その他実施機関が適当と認める方法
- (意見等提出の期間及び方法)

第7条 実施機関は、第5条の規定による施策案の公表を開始した日から1か月以上の期間を定めて、当該施策案についての意見等の提出(以下「意見等提出」という。)を求めるものとする。ただし、1か月の期間を設けることができない特別の事由のあるときは、実施機関は、1か月未満の期間とすることができるものとする。

2 意見等提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 実施機関が指定する場所への書面の提出

- 3 意見等提出を行う市民等は原則として、氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名を明らかにしなければならない。

(意見等の処理)

第8条 実施機関は、意見等提出により受けた意見等を考慮して、対象施策の意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、対象施策の意思決定を行ったときは、山武市情報公開条例（平成18年山武市条例第5号）第7条に規定する非開示情報に該当するものを除き、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 意見等提出により受けた意見等の概要
- (2) 意見等提出により受けた意見等に対する実施機関の考え方
- (3) 施策案の修正を行ったときは、修正した内容

- 3 前項の公表の方法については、第6条の規定を準用する。

(個人情報取扱い)

第9条 実施機関は、この要綱による手続により収集した個人情報について、山武市個人情報保護条例（平成18年山武市条例第6号）に基づき、適切に取り扱うものとする。

(実施状況の公表)

第10条 実施機関は、毎年1回、この要綱による手続の実施状況について取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメントの実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示は、この告示の施行の日以後に意思決定を行う対象施策について適用する。ただし、この告示の施行の際、現に意思決定の過程にある対象施策については適用しない。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。